

役員等に対する報酬及び費用弁償規程

社会福祉法人 やまなみ会

役員等に対する報酬及び費用弁償規程

(趣旨)

第1条 社会福祉法人やまなみ会役員等(以下「役員等」という。)の報酬及び費用弁償並びにその支給に関する必要な事項を定めるものとする。

- 2 この規程において役員等とは、選任・解任委員、評議員、理事、監事、第三者委員をいう。

(役員等の報酬)

第2条 役員等の報酬(以下「報酬」という。)の額は、次のとおりとする。

- (1) 役員等が選任・解任委員会、理事会、評議員会及び第三者委員会等に出席したときは、別表1により報酬を支払うことができる。
- (2) 理事が、理事会以外の日において、理事長の命を受けて法人業務及び事業の運営のための業務にあたった場合は、別表1により報酬を支払うことができる。
- (3) 評議員が、評議員会以外の日において、理事長の命を受けて法人業務及び事業の運営にあたった場合は、別表1により報酬を支払うことができる。
- (4) 監事が法人及び事業の運営状況を指導又は監査の業務にあたった場合は、別表1により報酬を支払うことができる。

(特例)

第3条 理事長及び役員等がかつ社会福祉法人やまなみ会職員である者に対しては、役員等としての報酬は支給しない。

(旅費)

第4条 役員等が業務を行うため旅行した場合は、費用を弁償する。

- 2 費用弁償の額は、やまなみ会旅費規程別表1を適用する。
- 3 役員会、監事による監査(理事による内部監査も含む)及び選任・解任委員会等の時の旅費(日当・交通費等)については、やまなみ会旅費規程を適用する。

(旅行命令)

第5条 役員等の旅行は、旅行命令によるほか、理事長の発する会議召集通知によることができる。

(準用規程)

第6条 この規程に定めるものを除くほか、役員等の報酬及び旅費の支給方法については施設職員の例による。

別表1(2条関係)

名 称	報 酬 日 額
評議員選任・解任委員 (外部委員)業務報酬等	30,000円
理事及び評議員業務報酬等	20,000円
監事業務報酬等	20,000円

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

平成29年1月1日 一部改正